

子育て支援策の拡充を求める意見書

平成21年第4回三鷹市議会定例会において待機児童解消、保育予算の拡充などを求める請願書が提出され、市議会全会一致で採択された。しかし、いまだ市内の子育て環境は十分なものではない。

児童福祉法第24条には「市町村は、児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」と明記されている。しかしながら、本市でも保育園に入れない待機児童が急増しており、「働かないと生活できないのに保育園に入れず働けない」、「保育所不足のために、子どもが入所できる保育園が決まらず、職場に戻れない」など、保護者の切実な声が広がっている。2010年4月の時点での保育園入園申し込みは948人で、その中で243人が待機児童になるという深刻な状況を示す数となっている。子育て支援施策として認可保育所増設の速度と規模を、抜本的に引き上げることが必要である。

よって、本市議会は、政府に対し、子どもたちの健やかな発達を守り、保護者が安心して子どもを産み育てる権利を保障するため、保育施策のさらなる拡充を求めて下記の事項を要望するものである。

記

- 1 公立保育園整備のための土地取得費への補助制度の創設及び保育所の運営費、建設費への国庫負担を復活すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月20日

三鷹市議会議長 田 中 順 子